

平成十四年環境省令第二十三号

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び

指定支援法人に関する省令

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)

第十一条第一項、第十二条第一号から第三号まで、

第十五条第二項、第十七条第一項及び第二十四

条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法

第二十九条第四項の規定を実施するため、土壤污

染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人

に関する省令を次のように定める。

(指定調査機関の指定の申請)

第一条 土壤汚染対策法(以下「法」という。)

第二十九条の規定により法第三条第一項の指定

を受けようとする者は、二以上の都道府県の区

域において法第二十九条に規定する土壤汚染状

況調査等(以下「土壤汚染状況調査等」とい

う。)を行おうとする場合には、環境大臣

に、一の都道府県の区域において土壤汚染状況

調査等を行おうとする場合には、当該都道

府県知事に様式第一による申請書を提出しなけ

ればならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し

なければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度に

おける貸借対照表及び損益計算書

三 法第三十三条に規定する技術管理者(以下

「技術管理者」という。)の氏名及びその者が

交付を受けた第五条第一項に規定する技術管

理者証(以下「技術管理者証」という。)の

交付番号を記載した書類

四 土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所

ごとの技術管理者の配置の状況を記載した

書類

五 申請者が法人である場合は、役員の氏名及

び履歴、法人の種類に応じて次条第三項各号

に定める構成員の氏名(構成員が法人である

場合には、その法人の名称)並びに構成員の

構成割合

六 申請者が法第三十条各号の規定に該当しな

いことを説明した書類

七 申請者が法第三十一条第二号及び第三号の

規定に適合することを説明した書類

(指定調査機関の指定の基準)

第二条 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。

一 債務超過となつていいこと。

二 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。

三 法第三十一条第二号の環境省令で定める構

であつて技術的能力に係るものは、法第三十四条に規定する監督に必要な人員が適切に配置さ

れていることとする。

四 法第三十一条第二号の環境省令で定める基準

員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

一 一般社団法人 社員

二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項の持分会社 社員

三 会社法第二条第一号の株式会社 株主

四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前

三号に定める者に類するもの

三号に定める者を不當に差別的に取り扱うもので

一 次のいずれかに該当する者

二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者と

の取引関係その他の利害関係の影響を受けな

いこと。

三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況

調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれの

ないこと。

四 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準

は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その

他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制

が次に掲げる事項に適合するよう整備されてい

ることとする。

五 次定の者を不當に差別的に取り扱うもので

一 次のいずれかに該当する者

二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者と

の取引関係その他の利害関係の影響を受けな

いこと。

三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況

調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれの

ないこと。

四 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準

は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その

他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制

が次に掲げる事項に適合するよう整備されてい

ることとする。

五 次定の者を不當に差別的に取り扱うもので

一 次のいずれかに該当する者

二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者と

の取引関係その他の利害関係の影響を受けな

いこと。

三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況

調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれの

ないこと。

四 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準

は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その

他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制

が次に掲げる事項に適合するよう整備されてい

ることとする。

五 次定の者を不當に差別的に取り扱うもので

一 次のいずれかに該当する者

二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者と

の取引関係その他の利害関係の影響を受けな

いこと。

三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況

調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれの

ないこと。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、從前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付をするものとする。

5 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

6 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

7 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

8 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

9 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

10 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

11 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

12 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

13 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

14 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

15 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

16 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

17 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

18 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

19 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

20 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

21 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

22 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

23 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、技術管理者証の交付を受けた者であること

とする。

添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面

説明した書類

証書

に合格した日から三年以内にこれをしなければならない。

二 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

三 前条第一項第一号の規定に適合することを

説明した書類

に合格した日から三年以内にこれをしなければ

ならない。

四 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

五 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

六 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

七 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

八 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

九 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

十 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

十一 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

十二 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

十三 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

十四 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

十五 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

十六 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

十七 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

十八 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

十九 第二条 法第三十三条の環境省令で定める基準

は、申請者に規定する技術管理者試験に合格

すること。

(技術管理者証の再交付)
技術管理者証の交付を受けている者は、
技術管理者証を破り、汚し、又は失つたとき
は、様式第六による申請書により、環境大臣に
技術管理者証の再交付を申請することができる。

2 技術管理者証を破り、又は汚した者が第一項
の申請をする場合には、申請書にその技術管理
者証を添付しなければならない。

3 技術管理者証の交付を受けている者は、技術
管理者証の再交付を受けた後、失つた技術管理
者証を発見したときは、五日以内に、これを環
境大臣に返納しなければならない。

(技術管理者証の書換え)

第九条 技術管理者証の交付を受けている者は、
技術管理者証の記載事項に変更を生じたとき
は、様式第七による申請書に技術管理者証及び
戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載の
ある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添
付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申
請することができる。

(技術管理者証の返納)

第十条 技術管理者証の交付を受けている者が死
亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法
(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定す
る死亡又は失踪の届出義務者は、一月以内に、
環境大臣に技術管理者証を返納しなければなら
ない。

(技術管理者試験)

第十一 条 技術管理者試験（以下「試験」とい
う。）は、環境大臣が行うものとする。

(試験の公示)

第十二条 環境大臣は、試験を行う期日及び場所
並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あ
らかじめ、官報に公示しなければならない。

(試験の内容)

第十三条 試験すべき事項は、土壤汚染状況調査
等を適確かつ円滑に遂行するに必要な知識及び
技能であつて、環境大臣が告示で定めるものと
する。

(受験の申請)

第十四条 試験を受けようとする者は、様式第八
による申請書を環境大臣に提出しなければなら
ない。

2 前項の申請書には、写真（申請前六月以内に
脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル
横四センチメートルのもので、その裏面には撮

影年月日及び氏名を記載すること。）を添付し
なければならない。

(合格証書の交付)

第十五条 環境大臣は、試験に合格した者に合格
証書を交付するものとする。

(合格証書の再交付)

第十六条 合格証書の交付を受けた者は、合格証
書を破り、汚し、又は失つたときは、様式第九
による申請書により、環境大臣に合格証書の再
交付を申請することができる。

(試験の無効等)

第十七条 環境大臣は、試験に関して不正の行為
があつた場合には、その不正行為に関係のある
者に対しては、その受験を停止させ、又はその
試験を無効とすることができます。

(試験の停止)

第十八条 環境大臣は、前項の規定による処分を受けた
者に対し、期間を定めて試験を受けることができる。
(変更の届出等)

第十九条 法第三十五条の環境省令で定める事項
は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
はその代表者の氏名

二 技術管理者の氏名及びその者が交付を受け
た技術管理者証の交付番号

三 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技
術管理者の配置の状況

四 環境大臣の指定を受けた指定調査機関であ
る場合は、土壤汚染状況調査等を行う事業所
ごとの都道府県の区域

五 法人である場合は、役員の氏名、法人の種
類に応じた構成員の氏名（構成員が法人であ
る場合は、その法人の名称）及び構成員の構
成割合

六 法第三十五条の届出は、様式第十による届出
書を提出して行うものとする。

(業務規程の記載事項)

第十九条 法第三十七第二項の環境省令で定め
る事項は、次のとおりとする。

一 土壤汚染状況調査等を行う事業所の所在地
二 環境大臣の指定を受けた指定調査機関であ
る場合

三 前項の届出書には、第一条第二項各号に掲げ
る書類のうち、当該変更に係るもの添付しな
ければならない。

(業務の廃止の届出)

第二十条 法第四十条の届出は、様式第十一に
よる届出書を提出して行うものとする。

(手数料)

第二十一条 次に掲げる者は、実費を勘案してそ
れぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納付
しなければならない。

一 指定調査機関の指定（環境大臣に係るもの
に限る。）を受けようとする者 三万九千円

二 指定調査機関の指定の更新（環境大臣に係
るものに限る。）を受けようとする者 二万
四千八百円

三 技術管理者証の交付を受けようとする者
三千五百円

四 更新講習を受けようとする者 一万三千五
百円

四 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技
術管理者の配置に関する事項

五 土壤汚染状況調査等の結果の通知及び保存
に関する他の者の監督に関する事項

六 技術管理者による土壤汚染状況調査等に從
事する者の監督に関する事項

七 土壤汚染状況調査等に従事する者の教育に
関する事項

八 土壤汚染状況調査等の品質の管理の方針及
び体制に関する事項

九 法第三十二条第二号及び第三号の基準に適
合するため遵守すべき事項

十 前各号に掲げるもののほか、土壤汚染状況
調査等の業務に関し必要な事項

(帳簿)

第二十条 指定調査機関は、法第三十八条に規定
する帳簿を、土壤汚染状況調査等の結果を都道
府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年
政令第三百三十六号）第十条に規定する市にあ
つては、市長。次項第二号において同じ。）に報
告した日から五年間保存しなければならない。

十一 帳簿を、土壤汚染状況調査等の結果を都道
府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年
政令第三百三十六号）第十条に規定する市にあ
つては、市長。次項第二号において同じ。）に報
告した日から五年間保存しなければならない。

十二 前項の規定により納付された手数料は、こ
れを返還しない。

(指定支援法人の指定の申請)

第二十一条 法第四十四条第一項の規定による支
援業務を行う者として指定を受けようとする法
人は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境
大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面

五 法第四十五条各号に掲げる業務の実施に關
する基本的な計画

六 最近の事業年度における事業報告書、収支
決算書、財産目録その他の法第四十五条各号
に掲げる業務を適正かつ確實に行うことがで
きることを証する書面

(事業計画書等の認可の申請)

第二十二条 次に掲げる者は、実費を勘案してそ
れぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納付
しなければならない。

一 指定調査機関の指定（環境大臣に係るもの
に限る。）を受けようとする者 三万九千円

二 指定調査機関の指定の更新（環境大臣に係
るものに限る。）を受けようとする者 二万
四千八百円

三 技術管理者証の交付を受けようとする者
三千五百円

四 更新講習を受けようとする者 一万三千五
百円

五 修了証の再交付を受けようとする者 千二
百五十円

六 技術管理者の再交付、書換え又は更新を
受けようとする者 千二百五十円

七 試験を受けようとする者 六千四百円

八 合格証書の再交付を受けようとする者 千

して、これを環境大臣に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 前事業年度の予定貸借対照表

四 当該事業年度の予定貸借対照表

五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

六 前項第一号の事業計画書は、法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

七 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区別するものとする。

八 指定支援法人は、法第四十八条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

九 一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業報告書等の提出)

第二十五条 指定支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び收支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

(光ディスクによる手続)

第二十六条 第一条第一項、第三条第一項及び第十六条の規定による申請書並びに第十八条第二項及び第二十一条の規定による届出書並びにこれらとの添付書類（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び（光ディスクの構造）

第二十七条 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

一 日本産業規格X○六○九又はX○六一一及びX六二四八又はX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二 日本産業規格X○六○九又はX○六一一及びX六二四八又はX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

（立入検査の身分証明書）

第二十八条 法第五十四条第五項及び第六項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第十三のとおりとする。

（権限の委任）

第二十九条 法に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるもの（一以上の地方環境事務所の管轄区域に事業所を有する者に係るもの）を除く。は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号、第五号、第七号、第八号（法第四十三条第二号後段に掲げる権限に係るものに限る。）及び第九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うこと妨げない。

一 法第三条第一項に規定する権限

二 法第三十五条に規定する権限

三 法第三十六条第三項に規定する権限

四 法第三十七条第一項に規定する権限

五 法第三十九条に規定する権限

六 法第四十条に規定する権限

七 法第四十二条に規定する権限

八 法第四十三条に規定する権限

九 法第五十四条第五項に規定する権限

（施行期日）

十五日）から施行する。

附 則（平成一七年三月四日環境省令第三号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日環境省令第一〇号）

（施行期日）

十五日）から施行する。

附 則（平成一七年五月一日環境省令第十五号）

この省令は、法の施行の日（平成十五年二月十五日）から施行する。

附 則（平成一九年四月二〇日環境省令第一一号）

（施行期日）

五月一日）から施行する。

附 則（平成一九年五月一日環境省令第一一〇号）

（施行期日）

五月一日）から施行する。

2 この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定にかかるわらず、なお従前の例による。）及び第九号に掲げる権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

3 この省令の施行前に法令の規定による改正前の環境大臣の権限のうち、次に掲げるもの（二以上の地方環境事務所の管轄区域に事業所を有する者に係るもの）を除く。は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号、第五号、第七号、第八号（法第四十三条第二号後段に掲げる権限に係るものに限る。）及び第九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うこと妨げない。

4 法第三条第一項に規定する権限

5 法第三十五条に規定する権限

6 法第三十六条第三項に規定する権限

7 法第三十七条第一項に規定する権限

8 法第三十九条に規定する権限

9 法第四十条に規定する権限

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年五月一日環境省令第一一七号）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一九年四月二〇日環境省令第一一一号）

（施行期日）

五月一日）から施行する。

附 則（平成一九年五月一日環境省令第一一〇号）

（施行期日）

五月一日）から施行する。

汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「新省令」という。）

第二条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第三条第一項の規定により旧法第三条第一項の規定による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「新省令」という。）

第二条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

| | |
|-------------|----------|
| 100-00-0000 | 00-00-00 |
| 00-00-00 | 00-00-00 |

樣式第一（第一条第一項關係

2 (経過措置)
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用する。

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(施行期日) 附則 令和三年三月二十五日環境省令第三号

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令

（経過措置）この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二八日環境省令
第三一號）
(施行期日)

大正前例による
附則（令和二年三月三十日環境省令第
九号）

2 この省令の施行の際現に土壤汚染対策法第三条第一項の規定による指定を受けている者が同法第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、この省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第十九条第五号の規定にかかるわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、

1 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正す

| | |
|---|--|
| 様式第二（第三条第一項関係） | |
| 指定の更新申請書 | |
| 指定年月日 年 月 日 | |
| 権利者名 権利者登記事由 | |
| 申請者名 本件又は本件と併せて受け入れ については、その代表者の名前 | |
| 土壟内浜田税務署長より提出する地図調査の規定により、他の土地 上に権利がある場合は、 | |
| 土壟内浜田税務署長より提出する地図調査の規定により、他の土地 上に権利がある場合は、 | |
| 名 称 (郵便番号) 在 所 地 (電話番号) | |
| 地図調査の結果 | |
| 備考 | |

備考 1 権利の範囲は、常に地役の変更を受けている場合は、更新の実施年月日を記載すること。
 2. 我が使用している看板に変更がない場合は、権利の範囲にその旨記載すること。
 3. この用紙の大きさは、日本郵便標準A4を用意すること。
 4. 請求書の提出料金は、1枚につき10円である。
 5. 管理課に同様の請求を行う場合(「同様」の意味)には、別途用紙を提出すること。

樣式第三（第五條第四項關係）

| | | | |
|---|---|---------|---------|
| 被選管轄者 | | 第 | 号 |
| 被選管轄者 姓名 性別 年生月日 | | 年月日生 | |
| 上記内容並に基づき指定監視機関及び監査官等に關する者全員(平成20年4月1日現在の者を除く)の監視監査報告書(監査報告書第2種)第5条第1項の規定のとおり、被選管轄者を交付する。 | | | |
| 年 | 月 | 日 | 監視監査報告書 |
| 有効期間(満了した年)年月日 | | 監視監査報告書 | |
| <input type="checkbox"/> | | | |

樣式第四（第六條第一項關係）

備考 1 この用紙の入力させは、ロ卓端末規格バージョン1.0による。
2 印刷の欄は、技術管理者栏の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。

| | | |
|---|---------|---------------------------|
| 様式第五の二(第七条第二項関係) | | [入、用、開 通しては ならない] |
| 実施請求書を提出する | | |
| 申請者登録番号の交付 登録及び交付日付 | | (年 月 日) |
| ふり 名 前 姓 | | 年月日 |
| 登録番号(郵便番号) | | 郵便番号() |
| 住 所 地 址 | 郵便番号() | |
| 主な内容が記載され、既に該種機器の認定登録を以て審査の了りたる者令第7条第2項の規定により、別途登録を要するものとします。 | | |
| 年 月 日 | | |
| 発 大 旗 | | |
| 氏名 | | |

備考 1 二項の内容のうち、日本開業登録済み品目4千以下とし

氏名 _____

| | | | | | | | | | | | |
|---|---------|-------|------------|-----|-------|--------|--|--|-----|---------|--|
| 様式第五の二(第七条各項規範印) | | 受 人 印 | | | | | | | | | |
| 更新登録了結又交付申請書 | | | | | | | | | | | |
| (消印では ない限り) | | | | | | | | | | | |
| 更新登録了結又交付申請書 | | | | | | | | | | | |
| (年 月 日) | | | | | | | | | | | |
| <p>更新登録の受取年月日 及第百九条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">ふりがな 氏名</td> <td style="width: 30%;">年月日</td> <td style="width: 40%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>新番号()</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="2">電話番号()</td> </tr> </table> <p>再交付申請の理由</p> | | | ふりがな 氏名 | 年月日 | 年 月 日 | 新番号() | | | 住 所 | 電話番号() | |
| ふりがな 氏名 | 年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 新番号() | | | | | | | | | | | |
| 住 所 | 電話番号() | | | | | | | | | | |
| <p>上記内容に對照に基づく定期調査及び定期支拂金に関する各項を第百九条の規定 により、更新登録の受取年月日の内再び受けたいたし申します。</p> <p style="text-align: right;">(年 月 日)</p> <p style="text-align: center;">癡 慢 大 國 緯</p> <p style="text-align: center;">北見</p> | | | | | | | | | | | |

氏名

| | | |
|--|-------------|---------------------------|
| 様式第六(兩手兼用一括開帳) | | 印、入、消 削除して下さい (なほい) |
| 被相続者登記の申込書 | | |
| 被相続者登記の申込書 | | |
| 被相続者登記の交付 登録及び登記料 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| ふりがな 姓 名 | 被相続人 | 年 月 日 |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 住所 地 番 | 被相続人() | 電話番号() |
| 又戸籍上連絡 登記 | | |
| 主文の内訳を記入し、旨記入欄に捺印及び被相続法人に関する書面を各項1項の規定 により、折衝登記の兩次を行つたうて申します。 | | |
| 年 月 日 | | |
| 署 名 略 號 | 氏名 | |

株式第七（第九条関係）

| | |
|---|--------------------|
| 様式第七（第九条関係） | |
| 新規登録申請書 | |
| 提出者番号(会員登録番号) | |
| 提出日(西暦年月日) | |
| ふりがな 氏名 | 性別 年齢 |
| 本籍地 住所 | 郵便番号() 電話番号() |
| 備考 注記 お問い合わせの際は、お問い合わせ用紙を提出して下さい。 | |
| 年月日 備考 大区段 | |

備考 1 この用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。
2 他の用紙は、技術管理者登録の更新を受けている場合は、交付番号及び最近の更新年月日を記載すること。

様式第八（第十四条第一項関係）

| | |
|---|--------------------|
| 様式第八（第十四条第一項関係） | |
| 新規登録申請書 | |
| 提出者番号(会員登録番号) | |
| 提出日(西暦年月日) | |
| ふりがな 氏名 | 性別 年齢 |
| 住 所 | 郵便番号() 電話番号() |
| 備考 注記 お問い合わせの際は、お問い合わせ用紙を提出して下さい。 | |
| 年月日 備考 大区段 | |

備考 2 この用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。

様式第九（第十六条関係）

| | |
|---|--------------------|
| 様式第九（第十六条関係） | |
| 新規登録申請書 | |
| 提出者番号(会員登録番号) | |
| 提出日(西暦年月日) | |
| ふりがな 氏名 | 性別 年齢 |
| 住 所 | 郵便番号() 電話番号() |
| 再交付申請の際は | |
| 備考 注記 土壌汚染対策に基づく指定調査機及び指定支援法人に関する部分第16条の規定により、既存の新規登録申請書を提出して下さい。 | |
| 年月日 備考 大区段 | |

備考 3 この用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。

様式第十（第十八条第二項関係）

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 様式第十（第十八条第二項関係） | |
| 変更届出書 | |
| 提出者番号(会員登録番号) | |
| 提出日(西暦年月日) | |
| 申請者 氏名又は本名及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名 | |
| 下記のとおり変更したので、土壤汚染対策法第35条の規定により、届け出ます。 | |
| 変更の内容 | 変更日 |
| 備考 この用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。 | |

| |
|---|
| 様式第十一(第二十一号様式) |
| 審査請求用紙 |
| 年 月 日 |
| 増 墓 大 伝 部活用加算書 |
| 仮文式名及び住所並に法人 申請者 にあっては、その代表者の姓名 |
| 土壟内営田放牧調整の業務を廃止したので、土壟内営田放牧規則第46条の規定により、次の とおり届け出ます。 |
| 記 |
| 裁判所名 年 月 日 |

備考 1 御印の欄は、指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A-4とすること。

様式第十三（第二十九条關係）